

寄附金等取扱規程

(目的)

第1条 この規程は、公益財団法人はまなす財団（以下「この法人」という。）の定款第6条第4項の規定に基づきこの法人が受け入れる寄附金等に関し、必要な事項を定めることを目的とする。

(寄附金の種類)

第2条 この法人が受領する寄附金の種類は、次のとおりとする。

- (1) 一般寄附金 個人又は団体等から用途を特定されずに受領する寄附金をいう。
- (2) 特定寄附金 個人又は団体等から用途を特定されて受領する寄附金をいう。
- (3) 特別寄附金 この法人が用途を特定して一定期間募集を行う寄附金をいう。

2 この規程における寄附金には、金銭のほか金銭以外の財産権を含むものとする。

(受入基準)

第3条 寄附金が次の各号に該当する場合又はそのおそれがある場合には、当該寄附金を辞退しなければならない。

- (1) 寄附金の受け入れに起因して、この法人に著しく資金負担が生ずる場合
- (2) 寄附金の受け入れに起因して、この法人の業務の遂行上支障があると認められる場合
- (3) 寄附者がその寄附をしたことにより、税の不当な軽減をきたす結果となる場合
- (4) この法人が受け入れるには社会通念上不相当と認められる場合

(一般寄附金)

第4条 この法人は、常時一般寄附金を募ることができる。

2 一般寄附金は、寄附金総額の50%以上を定款第4条に掲げる公益目的事業（以下「公益目的事業」という。）に使用するものとする。

(特定寄附金)

第5条 この法人は、特定寄附金を受領することができる。

2 特定寄附金は、その全額を寄附者の特定した用途に使用しなければならない。

(特別寄附金)

第6条 特別寄附金を募集するときは、募集理由、募集対象、募集金額、募集期間、その他必要な事項を募集開始前にホームページなどで公表しなければならない。

2 特別寄附金は、適正な募集経費を控除した残額の総額を、公益目的事業の全部又は一部に使用することとして用途を定めなければならない。この場合、適正な募集経費は募集総額の30%以下でなければならない。

(寄附金の受入)

第7条 寄附金は、次の各号に掲げる事項を記載した寄附申出書により受け入れるものとする。

- (1) 寄附金額
- (2) 寄附者の氏名及び住所（法人等にあつては名称、主たる事務所の所在地及び代表者名）
- (3) 寄附年月日
- (4) 特定寄附金の場合には、第1号から第3号のほか寄附金の使途及び管理方法

2 寄附金は専用の口座で受け入れなければならない。

(受領書等の送付)

第8条 寄附金を受領したときは、速やかに礼状、受領書を寄附者に送付するものとする。ただし、寄附者が受領書の受領を辞退した場合又は寄附金額が3千円未満で寄附者からの要請がない場合は、受領書の送付を省略することができる。

2 前項の受領書には、この法人の公益目的事業に関連する寄附金である旨、寄附金額及びその受領年月日を記載するものとする。

(特別寄附金の報告)

第9条 この法人は、特別寄附金を募集した際は、当該募集期間終了後速やかに、寄附金総額、使途、その他必要な事項をホームページなどで公開しなければならない。

(情報公開)

第10条 この法人が受領する寄附金については、公益社団法人及び公益財団法人の認定等に関する法律施行規則第22条第5項各号に定める事項について、事務所への備置き及び閲覧等の措置を講じるものとする。

(個人情報保護)

第11条 寄附者に関する個人情報については、個人情報保護規程に基づき細心の注意を払って情報管理に努めるものとする。

(理事長への委任)

第12条 この規程の実施に関し必要な事項は、理事長が別に定める。

附 則

この規程は、令和2年2月1日から施行する。